

政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」 (概要)

〔平成25年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について〕

【勧告の方向性とは】

独立行政法人については、中期目標期間(3～5年)が終了する際、各主務大臣が法人の組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之(住友商事(株)相談役)、独立行政法人評価分科会長:宮内忍(公認会計士))は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、各主務大臣に通知します。

本年は、平成25年度末に中期目標期間が終了する14の独立行政法人等を対象に指摘を取りまとめています。

⇒ 見直しの具体例はP.1～2を、法人別の主な指摘事項はP.4～17を参照。

1. 見直しの具体例

(1) 法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し

- 日本学生支援機構(文部科学省)
 - ・ 第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施
- 海洋研究開発機構(文部科学省)
 - ・ 本法人の施設及び設備に基づく独自の役割を明確にした上で、真に担うべき研究に重点化
- 国立高等専門学校機構(文部科学省)
 - ・ 本法人本部がイニシアティブを取って、51校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編の実施
- 大学評価・学位授与機構(文部科学省)
 - ・ 本法人が実施する認証評価は、先導的役割に特化し、実施数を段階的に削減の上、将来的な廃止を含め、在り方を検討
- 労働者健康福祉機構(厚生労働省)
 - ・ 病院ごとに詳細な繰越欠損金の解消計画を策定するとともに、国立病院機構等の取組を参考とした経営改善を推進
- 医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)
 - ・ ドラッグ・ラグやデバイス・ラグの解消に向けて、新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の一層の迅速化
- 中小企業基盤整備機構(経済産業省)
 - ・ 地域の中小企業支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的实施機関として、より難易度が高く、専門性の高い業務に重点化
- 都市再生機構(国土交通省)
 - ・ 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容を見直し、賃貸住宅ストックの圧縮に取り組むなど、賃貸住宅事業の見直しを実施
- 環境再生保全機構(環境省)
 - ・ 公害健康被害予防業務について、これまでの効果を検証の上、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある業務に重点化
- 日本司法支援センター(法務省)
 - ・ 司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、設置の必要性等を検証の上、必要な見直しを実施

(2) 業務実施体制の見直し

- 国立大学財務・経営センター(文部科学省)
 - ・ 独立した法人としてではなく、他の法人との一体的な業務実施について検討
- 国立病院機構(厚生労働省)
 - ・ 施設数(143病院等)や職員数(約7万人)などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討
- 年金・健康保険福祉施設整理機構(厚生労働省)
 - ・ (独)地域医療機能推進機構に改組され、病院を直営することになることから、委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を分析・検証し、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保
- 奄美群島振興開発基金(国土交通省及び財務省)
 - ・ 政策実施機能を更に向上させるため、日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方など
検討を実施

(3) その他の見直し

- ◇ 具体的かつ定量的な目標設定(各法人共通)
- ◇ 内部統制の充実・強化(各法人共通)
- ◇ 運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した運営費交付金額の厳格な算定

など

平成25年度の見直し対象法人

所管府省（対象法人数）	法人名	備考
文部科学省（5）	日本学生支援機構	—
	海洋研究開発機構	—
	国立高等専門学校機構	—
	大学評価・学位授与機構	—
	国立大学財務・経営センター	—
厚生労働省（4）	労働者健康福祉機構	—
	国立病院機構	公務員型
	医薬品医療機器総合機構	—
	年金・健康保険福祉施設整理機構	—
経済産業省（1）	中小企業基盤整備機構	—
国土交通省（2）	都市再生機構	—
	奄美群島振興開発基金	※
環境省（1）	環境再生保全機構	—
法務省（1）	日本司法支援センター	準用法人

合計 14法人（独立行政法人13法人＋準用法人1法人）

※ 奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成25年度末とされている。また、同法人の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

2. 「勧告の方向性」の主な指摘事項

○ 日本学生支援機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
<p>・ 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与</p> <p>・ 留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の支援等</p>	<p>常勤職員数 (人) 注1</p> <p>480</p>	<p>1. <u>貸与基準等の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金の延滞率について、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の方が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者よりも高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施。
	<p>H25 予算 (億円) 注2</p> <p>24,653</p>		
	<p>H25 国の財政支出 (億円) 注3</p> <p>1,331</p>		
	<p>支所等</p>		
<p>・ 学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等</p>	<p>市谷事務所 駒場事務所 青海事務所 全国支部(7) 海外事務所(4)</p>	<p>2. <u>適格認定制度の着実な実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金の継続貸与を受ける際の大学等の適格認定審査に関して、平成 23 年度認定で「警告」認定を受けたものを対象に、「適格基準の細目」に沿った認定の実施状況を調査した結果、不適切なケースが約 5%認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学等が適切な認定を行えるよう、認定基準を明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底するものとする。また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行う大学等があった場合には、大学等の名称を公表する等による再発の防止。
		<p>3. <u>機関保証の検証方法の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の勧告の方向性を受け、「機関保証制度検証委員会」を設置し、財団法人日本国際教育支援協会が実施している機関保証について平成 20 年度以降毎年度検証しているが、当該検証において、将来の事業コストを踏まえた十分な検証は行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 機関保証の債務保証の収支、代位弁済・回収状況の妥当性とどまらず、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を財団法人日本国際教育支援協会に明らかにさせ、機関保証制度検証委員会等で当該計画の実効性及び妥当性を含めた検証を実施。

○ 海洋研究開発機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・海洋に関する 基盤的研究開 発及び学術研 究に関する協 力等	常勤職員数 (人) <small>注1</small>	<p>1. 役割の明確化及び研究内容の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究内容が幅広い分野にまたがり、かつ基礎的内容から応用・発展的内容にまで及んでいる。 他の研究機関の役割との競合が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人が保有する施設及び設備に基づく独自の役割を次期中期目標において明記。 その役割及び他の研究機関の研究内容を踏まえ、本法人が真に担うべき研究を次期中期目標において明記、当該研究に重点化。
	1,050		
	H25 予算 (億円) <small>注2</small>	<p>2. 具体的な目標設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行中期目標については、評価の際に進捗状況等の検証が困難なものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、可能な限り定量的な指標を設定。
	402		
	H25 国の財政支出 (億円) <small>注3</small>		
	363	<p>3. 契約の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本法人の契約については、一者応札・応募の割合が特に高い水準にある。 船舶の運航業務及び調査支援業務については、業務開始当初から委託先が同一の企業に固定化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を行うとともに、その状況を公表。
支所等			
研究所等(4)			
支所(1)			

○ 国立高等専門学校機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・国立高等専門学校 の設置・運営	常勤職員数 (人)注1	1. 国立高等専門学校のミッションの再整理 <ul style="list-style-type: none"> 国立高等専門学校は、高度経済成長期に中堅技術者の養成機関として設立されたが、その後、社会状況が大きく変化しているため、ミッションの再整理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人本部がイニシアティブを取って、国立高等専門学校のミッションを再整理し、定量的かつ具体的な成果指標を設定。
	6,279		
	H25 予算 (億円)注2	2. 学校の配置の在り方の見直し及び学科再編 <ul style="list-style-type: none"> 国立高等専門学校は 51 校が個別に設置された経緯があるが、その後、社会状況が大きく変化したため、51 校全体としてミッションを達成していくために、教育体制の見直しが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人本部がイニシアティブを取って、51 校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編の実施。
	1,105		
	H25 国の財政支出 (億円)注3		
	589	3. 監事監査体制等の充実 <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、国立高等専門学校が 51 校、非常勤職員を含めた職員数が約 1 万人という比較的規模の大きな組織であるが、常勤監事が置かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤監事を置き、監事監査体制を強化。あわせて、本法人本部における監査体制の充実。
支所等			
竹橋オフィス 全国 51 校			

○ 大学評価・学位授与機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・大学等の教育 研究活動等の 評価及び結果 の公表 ・学位の授与	常勤職員数 (人) <small>注1</small> 126	1. <u>認証評価事業の先導的役割への特化</u> ・ 個々の教育機関に対して実施する認証評価について、現在の認証評価制度が開始された平成16年度以降、文部科学省の認証を受けた複数の民間認証評価機関が評価を実施している。	・ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化し、特に、民間認証評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるようにするための取組を実施。 ・ 本法人自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含め、在り方を検討。
	H25 予算 (億円) <small>注2</small> 16		
	H25 国の財政支出 (億円) <small>注3</small> 12	2. <u>学位授与事業の運営費交付金負担割合の見直し</u> ・ 学位授与事業のうち単位積み上げ型について、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、運営費交付金の負担割合が約7割に上り、手数料収入で当該経費を賄うことができていない。	・ 手数料収入の引上げやコスト縮減により運営費交付金の負担割合を下げ、削減目標を設定。
	支所等		
	竹橋オフィス	3. <u>「大学ポートレート（仮称）」運営に係る目標の明確化</u> ・ 平成26年度より「大学ポートレート（仮称）」の運営が本法人の新たな業務となることが検討されているが、その運営方針の決定に当たって、大学コミュニティ関係者により構成される運営委員会と、事業の実施主体となる本法人との役割分担は現段階でも検討中である。	・ 運営委員会と本法人との役割分担を明確化した上で、具体的な成果目標を設定し、毎年度厳格な検証を実施。

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の貸付け及び交付等	常勤職員数 (人) 注1	<u>1. 組織形態の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人等を対象とする融資等業務に特化したことで業務量が減少している。また、法人全体として裁量の余地のない業務の割合が高くなっている。さらに、現在は管理部門の職員の比率が相対的に高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立した法人としてではなく、他の法人との一体的な業務実施について検討。
	16		
	H25 予算 (億円) 注2		
	1,588	<u>2. 施設費貸付事業選定の考え方及び指標の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、各国立大学法人が行う国立大学附属病院整備について、公的資金である財政融資資金を財源として施設費貸付事業を行っているが、国が対象事業を選定する際、国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を必ずしも明確に確認できる考え方及び指標になっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を明確に確認できるものになるよう、施設費貸付事業選定の考え方及び指標について見直しを実施。
	H25 国の財政支出 (億円) 注3		
	3		
支所等			
東京連絡所			

○ 労働者健康福祉機構

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・労災病院等の設置・運営 ・産業保健推進センター事業 ・未払賃金の立替払事業	常勤職員数 (人) 注1 15,609	1. 労災医療と地域医療における役割 ・ 労災病院は、労災患者比率が4%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小している。一方で、労災医療と一体として提供している地域医療における役割が相対的に増している。	・ 次期中期目標においては、地域医療への貢献についても本法人が果たすべき役割を明確にし、地域の実情に応じた医療を的確に提供。
	H25 予算 (億円) 注2 3,297		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3 286	2. 経営改善 ・ 労災病院事業は、平成24年度末時点で32病院のうち18病院が赤字、繰越欠損金残高は380億円となっており、経営改善が進んでいない状況である。	・ 本部主導の下、病院ごとに詳細な繰越欠損金の解消計画を策定。また、国立病院機構等の取組を参考として経営改善を推進。
	支所等		
	労災病院(32)等	3. 次期中期目標における新たな目標設定等 ・ 現行中期目標では、労災病院全体として目標値を設定しているが、病院ごとの目標管理が必要ではないか。	・ 次期中期目標では、各病院の機能・運営環境に応じて設定可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書に記載。
		4. 産業保健三事業の一元化 ・ 産業保健推進センター事業、地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業を一元化するに当たっては、事業規模が拡大することがないように運営すべきである。	
5. 管理業務の本部等への集約化 ・ 管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。	・ 施設数(32病院等)や職員数(約2万人)などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。		

○ 国立病院機構

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・医療の提供 ・医療に関する調査・研究 ・医療に関する技術者の研修	常勤職員数 (人) 注1	1. <u>地域医療への更なる貢献</u> ・ 今後は、地域において医療の提供に課題のある分野へ一層貢献していくため、各病院における地域の課題の解決についての貢献度が問われるのではないか。	・ 都道府県が定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用し、地域の課題解決に貢献するとともに、その貢献度について業務実績報告書に記載。
	58,471		
	H25 予算 (億円) 注2	2. <u>管理業務の本部等への集約化</u> ・ 管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。	・ 施設数（143 病院等）や職員数（約 7 万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。
	9,916		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3		
	233		
支所等			
国立病院(143)等			

○ 医薬品医療機器総合機構

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済 ・薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供	常勤職員数 (人) 注1 702	1. <u>新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の迅速化等</u> ・ 平成23年度末現在、ドラッグ・ラグが6か月、デバイス・ラグが23か月となっており、これらを早期に解消し、新医薬品や新医療機器をより早く国民に提供することが望まれる。	・ 次の取組を行うことにより、審査を一層迅速化。 ① 新医療機器に係る審査の的確な進行管理 ② 企業のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時の見直し ③ 治験の推進など開発ラグの解消に資する取組への積極的な支援、協力
	H25 予算 (億円) 注2 369		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3 18	2. <u>その他の医薬品及び医療機器に係る審査事務の迅速化等</u> ・ 新医薬品及び新医療機器よりも申請数が多い後発医療用医薬品、改良医療機器等の中には、審査期間が短縮していないものや現行の審査期間の目標値を達成してないものがある。	・ 現行よりも短縮した数値目標を設定することや古い申請案件を集中的・計画的に処理することにより、審査を一層迅速化。
	支所等 -		
		3. <u>医薬品副作用被害救済制度の効果的な周知等</u> ・ 本制度は一般国民の認知度が低い(約5%) ことに加え、医療関係者の認知度も必ずしも高くない(約50%) 状況にある。	・ 効果的な周知を行うために、今後は医療関係者を通じた患者への周知対策を重点的に実施。
		4. <u>組織・体制を強化する上で必要な取組</u> ・ 閣議決定等により、法人の体制が強化される方向にあるが、現状の業務プロセス等における課題の分析・検証状況等が明確でない。	・ 体制を強化するに当たっては、部門ごとに現状の業務プロセスや実施体制における課題を分析・検証することにより、課題解消のために必要な改善計画を策定し、これに基づき改善。

○ 年金・健康保険福祉施設整理機構

厚生労働省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・年金福祉施設等の譲渡・廃止 ・(独) 地域医療機能推進機構への改組準備	常勤職員数 (人) 注1 21	1. 地域医療への取組等 ・ 新法人が直営することとなる病院事業については、地域で必要とされる医療の提供等をミッションとしていることから、地域の実情に応じた医療の提供が必要である。	・ 地域医療に積極的に貢献するため、各病院において効率的・効果的な医療提供体制を構築した上、地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供。
	H25 予算 (億円) 注2 343		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3 -	2. 経営改善への取組 ・ 平成 24 年度決算では、改組後に直営する 57 病院のうち、14 病院が赤字病院となっていることから、個々の病院における経営改善が必要である。	・ 個々の病院の実情に応じた具体的な経営改善計画を策定し、次期中期目標にその旨を明記。
	支所等		
	サテライトオフィス(1)	3. 次期中期目標における新たな目標設定等 ・ 病院を直営するに当たっては、各病院と本部との役割を明確にし、地域への貢献度、医療の質、機能の向上等を測るための指標・目標の設定が必要ではないか。また、本部が各病院の目標管理を行う必要がある。	・ 次期中期目標では、少なくとも次の事項を明記し、病院ごとの実績を業務実績報告書に記載。 ① 地域医療への貢献度を測る指標 ② 臨床評価指標 ③ 治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標
		4. 新法人の組織・体制の構築 ・ 病院等の委託運営を行っていた時期に、複数の病院において、不適切な会計処理等の問題が発生している。	
5. 管理業務の本部等への集約化 ・ 管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。	・ 改組後の施設数(57 病院等)や職員数(約 2 万人)などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。		

○ 中小企業基盤整備機構

経済産業省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・ ビジネスマッチング、ファンディング、インキュベーションによる事業化支援 ・ 支援機関の支援機能の向上や支援機関職員等に関する研修の実施 ・ 経営力強化等に役立つノウハウ等の情報提供 ・ 再生協議会支援、再生ファンド、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、震災復興支援等	常勤職員数 (人) 注1 791	1. 地域支援機関との連携・協働による助言・支援業務の重点化 ・ 新たな中小企業政策に対応した中小企業の支援ニーズの増大に対して、限りある経営資源で業務の質を確保する必要がある。	・ 助言・支援業務により培った支援ノウハウの地域支援機関への移転を進めるなどにより、引き続き地域支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的实施機関として、より難度が高く、より専門性の高い業務に重点化。
	H25 予算 (億円) 注2 14,442		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3 233	2. ファンド出資事業の情報開示 ・ ファンド出資の損失累計額について、情報開示が消極的である（損益計算書による単年度データのみ）。	・ 政府出資金を原資とする事業の適切な評価に資するため、出資履行金額、分配金額、出資金損益の年度データ及び累計データを事業報告書で明示。
	支所等 地域本部等 (10) 中小企業大学校 (9)		
		3. 中期目標の明確化 ・ 現在の成果目標が、支援等の最終的成果を測るものとなっていない。	・ 中小企業の海外展開支援事業及びインキュベーション事業について、従来のアウトプット目標等に加え、我が国の経済成長への貢献度を測るアウトカム目標を設定。

○ 都市再生機構

国土交通省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等 ・都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等 ・ニュータウン整備事業等の実施（経過業務）	常勤職員数 (人) 注1 3,381	1. 賃貸住宅ストックの圧縮 <ul style="list-style-type: none"> 本法人は賃貸住宅部門を中心に約11兆円の借入金があり、今後の金利上昇リスク等の回避及び人口の減少に伴う将来の賃貸住宅需要の低下に対応するため、賃貸住宅部門に係る資産（賃貸住宅ストック）及び負債を圧縮する必要がある。 しかし、その資産（賃貸住宅ストック）の具体的な取組方針である「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、平成19年度以降見直されていない。 	・「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、更なる経営改善のため、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、次期中期目標期間中に同方針の内容の見直しを実施。
	H25 予算 (億円) 注2 21,261		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3 388	2. ニュータウン整備事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ニュータウン整備事業については、現中期目標等において、平成30年度までに土地の供給・処分を完了することになっているが、21～24年度の同事業用地の供給・処分実績は、各年度の計画目標の6割にとどまっている。 完了期限（平成30年度）後の賃貸用地（企業向け施設用地等）の管理方針が策定されていない。 	・ニュータウン整備事業について、期限（平成30年度）までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進。 ・期限終了後の賃貸用地（企業向け施設用地等）については、次期中期目標において、管理・処分に関する基本的考え方を明記。あわせて、その具体的な管理・処分方針を策定。
	支所等 本部(3) 支社(6) 技術研究所(1) 事業本部(3) 都市開発事務所(4) 営業所(3) 震災復興支援局(2)		
		3. 技術研究所の在り方の抜本的見直し <ul style="list-style-type: none"> 技術研究所について、国土交通省所管の独立行政法人に類似の機能を有すると思われる建築研究所等がある状況で、機構として独自に研究所を持つ必要があるのか。 	・技術研究所で実施している調査研究については、技術的に同研究所以外で実施できないものは限られており、同研究所の規模の縮小が可能。 ・同研究所については、独立行政法人建築研究所との統合を含めた連携強化を一層推進するなど、その在り方の抜本的な見直しを実施。

○ 奄美群島振興開発基金

国土交通省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け ※奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき設立されており、同法の期限は平成 25 年度末とされている。	常勤職員数 (人) 注1 18	1. 法人の業務内容の見直し ・ 奄美群島振興開発特別措置法が平成 25 年度末に期限切れになることから、国土交通省の奄美群島振興開発審議会において、本法人を含めた奄美群島の振興開発に関して今後採るべき措置について審議され、本年 7 月に意見具申が取りまとめられた。 ・ 本法人と類似の業務を行う機関として、保証業務では鹿児島県信用保証協会、融資業務では日本政策金融公庫があることから、これら機関との統合の可能性も含め役割分担等を検討する必要がある。	・ 奄美群島振興開発特別措置法が平成 25 年度末に期限切れになることから、政策実施機能を更に向きさせるため、日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方について検討を実施。
	H25 予算 (億円) 注2 29		
	H25 国の財政支出 (億円) 注3 2	2. 保証業務及び融資業務の見直し ・ 本法人は、平成 24 年度末現在、57 億円の繰越欠損金を有し、リスク管理債権の割合も 53%と高い状態となっている。 ・ 今後の奄美群島経済を支えていく可能性を有する新たな産業分野の育成支援などの要望等を踏まえ、例えば、世界自然遺産登録を視野に入れた観光関連施設等に対する長期・多額の支援を検討する必要がある。	・ 保証・融資業務について、多額の繰越欠損金及びリスク管理債権比率が極めて高いことを踏まえ、①審査の強化及び債権管理の徹底、②奄美群島の経済情勢を踏まえた融資・保証の限度額等の条件設定などの措置を実施。
	支所等 徳之島事務所 沖永良部事務所		
			3. 財務内容の改善 ・ 現状、本法人において繰越欠損金の削減に関する具体的な計画は策定されていない。 ・ 繰越欠損金を早期に解消するため、計画的な削減を進めるとともに、繰越欠損金の削減の進捗状況について評価を行うことができるようにする必要がある。

○ 環境再生保全機構

環境省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害に係る健康被害の補償及び予防 ・ 民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ・ 廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 ・ アスベスト(石綿)による健康被害の救済 	常勤職員数(人) 注1 142	1. 存在意義の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者からの徴収、積立て、出えん、政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の資金を受け入れ、適正に分配することを基本として各業務を実施している。法人の行う業務の必要性等について、国民の理解をより一層深めることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の業務について、環境省の政策目標や業務を取り巻く現状を中期目標に記載の上、本法人の必要性とその役割を明確化。
	H25 予算(億円) 注2 773		
	H25 国の財政支出(億円) 注3 212	2. 承継業務の業務量減への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中期目標期間中には、独法移行時に承継した業務のうち正常債権の回収については、大部分が終了する見込みであり、また、管理を要する債権についても順次減少していく見込みである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務量減に応じた組織の縮減を検討し、次期中期目標期間終了時までには結論を得ること。
	支所等 大阪支部 (H25年6月廃止)		
		3. 公害健康被害予防業務の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行中期目標期間において、予防事業の効果をアンケート等で取りまとめ、都道府県等へ情報提供している。これを踏まえ、効果のある事業に重点化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害予防業務について、現行中期目標期間までの事業効果を見極め、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある事業に重点化。

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・資力が乏しい者を対象にした無料法律相談や訴訟代理費用の立替え等を行う民事法律扶助業務 ・法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために、地域事務所の設置等を行う司法過疎対策業務	常勤職員数 (人)注1 947 (うち常勤弁護士247)	1. <u>独法通則法の枠組みに沿った目標等の明確化</u> ・ 独法通則法が準用されていることから、事務及び事業の必要性のみを説明するのではなく、総合法律支援を実現するための具体的な目標設定が必要である。	・ 次期中期目標において、本法人が実施する事務及び事業の必要性のみでなく、身近で頼りがいのある司法を実現するための目標や達成すべき水準を具体的かつ定量的に設定。
	H25 予算 (億円)注2 453		
	H25 国の財政支出 (億円)注3 310		
・国選弁護士候補等の指名及び裁判所への通知等を行う国選弁護等関連業務	支所等 地方事務所 (50) 支部 (11) 出張所 (12) 地域事務所 (36)	2. <u>民事法律扶助立替金の管理・回収</u> ・ 発生年度ごとの立替金の回収状況をみると、償還開始初年度から3年間のうちに償還される金額は、免除額を除く各年度の立替金額の約7割を占めているものの、当該期間における回収率は横ばいの状況であり、これまでに実施した取組の効果が現れているとは言い難い。	・ 立替金の回収については、これまで実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用し、より効率的かつ効果的な取組を実施。
		3. <u>司法過疎地域事務所における業務量の把握・分析</u> ・ 本来把握すべき司法過疎地域事務所ごとの処理件数を把握していないことから、業務量に応じた事務所の設置等が行われていないのではないかと指摘。	

注1 「常勤職員数」(任期付きの常勤職員を含む。)は平成25年4月1日現在の数値である(日本司法支援センターは平成25年1月1日現在)。

注2 「H25 予算」は、各法人の当初予算ベースの平成25年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む)。

注3 「H25 国の財政支出」は「平成25年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による(日本司法支援センターについては、平成25年度計画(平成25年度予算)の運営費交付金、受託収入、補助金等収入の合計額を記載している)。

(参考) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第三十二条第三項(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十六条、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第三十五条及び総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第四十八条において準用する場合を含む。)の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

政策評価・独立行政法人評価委員会委員等名簿

[平成25年12月16日現在]

委員長	岡 素之		住友商事(株)相談役		
【独立行政法人評価分科会】			【政策評価分科会】		
分科会長	宮内 忍	公認会計士	分科会長	谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
委員	石田 晴美	文教大学情報学部准教授	委員	藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	梅里 良正	日本大学医学部社会医学系医療管理学分野診療教授		森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授			
臨時委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授 日本行政学会理事長	(略)		
	浅羽 隆史	白臨大学法学部教授			
	阿部 啓子	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授			
	荒張 健	新日本有限責任監査法人シニアパートナー			
	有信 睦弘	東京大学監事			
	出雲 明子	東海大学政治経済学部准教授			
	大西 昭郎	東京大学公共政策大学院特任教授			
	岡本 義朗	新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター			
	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(CEO)			
	河井 聡	弁護士			
	川合 真紀	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 独立行政法人理化学研究所理事			
	河村 小百合	榊日本総合研究所調査部主任研究員			
	木村 琢麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授			
	工藤 裕子	中央大学法学部教授			
	河野 英子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授			
	齋藤 真哉	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授			
鈴木 豊	青山学院大学名誉教授 東京有明医療大学客員教授				
瀬川 浩司	東京大学先端科学技術研究センター教授				
園田 智昭	慶応義塾大学商学部教授				
玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授				
宮本 幸始	日本ユーティリティサブウェイ(株)代表取締役社長				
山谷 清志	同志社大学政策学部教授				

